

## 平成29年度第3回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議

1 開催日時 平成29年10月25日(水) 午前10時開会

2 開催場所 市役所旧館3階大会議室

3 出席委員

委員長	片倉 憲太郎	委員	進藤 節子
副委員長	柳瀬 芳枝	委員	弘中 邦典
委員	中山 恵美子	委員	神崎 保
委員	高橋 広幸	委員	和田 操
委員	小林 清子	委員	寺田 陽一
委員	福島 桜子	委員	伊藤 桂子
委員	田中 直子	委員	中島 友子

4 欠席委員

委員	佐藤 ちひろ	委員	大熊 賢滋
委員	小貫 篤史	委員	千貫 啓太
委員	小熊 良	委員	阿蘇 由紀子

5 出席職員

福祉部長	宮嶋 亮二
子育て支援課長	今関 磨美
子育て支援課副課長(子育て環境推進班長事務取扱)	竹川 義治
子育て支援課こども家庭班長	今村 豪
子育て支援課子育て環境推進班 副主査	巽 浩二郎
子育て支援課子育て環境推進班 主任主事	川島 秀之
保育課長	高浦 正充
保育課保育班長	勝畑 孝光

6 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

7 議題

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について
- (2) その他

## 8 議事

### 1 開 会

### 2 委員長挨拶

※委員長より挨拶

### 3 議 題

#### (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について

片倉議長

それでは、議題に入ります。

議題（1）特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

※事務局から資料により説明

#### 【 質疑・応答 】

片倉議長

ただ今、特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について説明がありました。

ご意見、ご質問があれば、お願いいたします。

はい、福島委員。

福島委員

0歳から5歳までのニーズ量の合計が500人で、確保量の合計は509人になるということですが、年齢別のニーズ量と確保量は整合が取れているのでしょうか。

片倉議長

事務局お願いします。

事務局

子育て応援プランにおけるニーズ量の見込みは、0歳児が27人、1～2歳児が167人、3～5歳児が306人となっています。今回、みどりの丘保育園の整備により、教育・保育施設の確保量は、0歳児が40人に6人を加え46人、1～2歳児が119人に24人を加え143人、3～5歳が241人に60人を加え301人となります。今いただいたご質問に対しては、年齢によって若干のミスマッチはありますが、ニーズ量の見込みについては、毎年4月1日時点ですべて出しております。0歳児は4月よりも年度の後半に向かうにしたがってニーズ量が増えていく傾向がありますので、そのような点も踏まえて、ニーズ量・確保量を定めています。また、確保量については、あくまでも保育施設の定員数として設定しています。本来であれば認可定員の範囲内でお子さんを預かることとなりますが、弾力的な運用ということで、認可の基準等一定のルールを守った上で、定員を超えて預かることも可能となっています。そうした中で、状況を見ながら今後も適切な定員の確保に努めていきたいと考えています。

片倉議長

よろしいですか。他にありますか。

片倉議長

はい、和田委員。

和田委員

認可については県に申請をしているということですが、いつ頃に認可が出されるのでしょうか。

片倉議長

事務局お願いします。

事務局

認可手続きについては、今年の4月以降法人、市、県で事前の協議を進めてきて、書類等も確認しながら準備をして、最終的には12月の開設前に認可をいただくという流れになっています。

施設整備には施設の工事が伴うということで、認可には工事関係の書類もすべて揃えて提出する必要があります。現在も工事を進めており、開設までの期間は限られていますが、しっかりとスケジュール管理をしており、開設前に認可が出される見込みとなっております。

片倉議長

よろしいですか。

他に意見はありますか。

それでは意見がないようですので、特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について、議題を終了いたします。

## (2) その他

片倉議長

次に、議題(2)その他について、事務局より説明をお願いします。

※事務局から資料2により説明

### 【 質疑・応答 】

片倉議長

ただ今、既存の認可外保育施設の一部認可化と今年度の子育て関係の講座、子育て環境の充実に向けての取組みについて、説明がありました。

ご意見、ご質問があれば、お願いいたします。

はい、神崎委員。

神崎委員

保育士の給与改善については、私立幼稚園は対象に含まれないのでしょうか。

片倉議長

事務局お願いします。

**事務局**

今回開始した保育士の処遇改善については、県が創設した補助制度を活用したものであり、対象となるのは私立の認可保育施設のみとなります。

参考までに、報道の情報ですが、県は私立幼稚園の給与改善も行っていくと聞いております。

**片倉議長**

他にございますか。はい、和田委員。

**和田委員**

今のお話に関連しまして、補助額は1人当たり2万円ということですが、県の負担はいくらになるのでしょうか。

**片倉議長**

事務局お願いします。

**事務局**

県が1万円、市が1万円で、1/2ずつの負担割合となっています。

**片倉議長**

他にございますか。はい、事務局お願いします。

**事務局**

本日は議題の中で認可について説明させていただきましたが、用語等難しい部分もあるので補足の説明をさせていただきます。資料2の3ページをご覧ください。平成26年度までは、市立保育所や私立保育園といったものが認可施設で、それ以外の認可を受けない施設が認可外保育施設となっていました。平成27年度以降は、子ども・子育て支援新制度が始まり、これまでの認可施設に加え、小規模保育事業等が認可施設として制度化されました。それがこのページの表の下にある特定地域型保育事業というもので、小規模保育や本日説明しました事業所内保育です。ただし、表の上の特定教育・保育施設の幼稚園やこども園は県が認可、特定地域型保育事業は市が認可するものです。これ以外の認可を受けない施設については、認可外保育施設という位置付けになります。そのような制度の中で、今回、認可と事業所内保育事業について、説明させていただきました。

**片倉議長**

他にございますか。はい、中山委員。

**中山委員**

先程のご説明の中で、一部認可化について教えていただきたいのですが、今回2階建て施設の1階部分を認可化しようとするということで、その部分は地域枠の20人が入所するという解釈でよろしいでしょうか。それとも従来認可外でやっていた従業員分がありますが、これが分かれるということでしょうか。

**片倉議長**

事務局お願いします。

**事務局**

資料2のスライド番号2の絵が描いてあるところをご覧ください。絵の左側ですが、今現在2階建て施設全体で認可外の保育事業として、自主的に保育を行っています。ただし、認可外ではありませんが、事業所内の保育事業であり、あくまでもさつき会の従業員のお子さんだけを定員67人で預かっているという状況です。絵の右側になりますが、1階部分を今回認可化をしようとするもので、2階部分は今までどおり認可外という形で行っていくということです。1階の認可部分を見ていただきますと、定員が70人となっています。この70人の内訳が従業員枠50人、地域枠20人となっており、1階では従業員のお子さんと従業員以外の一般の市民のお子さん両方を一緒に保育します。

ではなぜ2階に認可外の保育施設を残すかと言いますと、認可の場合と認可外の場合ではお子さんをお預かりする際の基準が異なります。色々なケースがありますが、例えば就労時間については、認可の場合通常であれば週何時間以上の就労でないとお預かりできないという基準がありますが、認可外の場合は就労時間に関係なく法人の独自基準でお預かりすることができ、そういった事業については引き続き継続してやっていきたいという希望があったので、認可外は2階で継続していただき、就労時間等の条件を満たした従業員の方については、地域のお子さんと一緒に1階で保育を行っていくというものです。

**片倉議長**

他にございますか。はい、中島委員。

**中島委員**

認可施設と認可外施設のサービスの違いを教えてください。

**片倉議長**

事務局お願いします。

**事務局**

事業所内保育事業の認可の場合は、市の条例や規則に従って設備や運営内容を確認させていただき、認可・確認されればそれに従って保育を実施していただくというもので、既に市内にある保育所と同じような運営をしていただくというのが基本的な考え方になります。認可外については資料にあるとおり市の管轄ではなく県の監督になり、基本的には県の監督基準を満たしていれば運営できることとなりますが、事業者からは、2階で継続実施していく認可外の部分についても、1階の認可部分と同程度の保育を実施していくという話を聞いております。

いずれにしても、2階の認可外の部分については、一般の市民のお子さんは入れず、従業員のお子さんしか入れない施設なので、一般の市民のお子さんには影響はないものと思われま

**片倉議長**

よろしいですか。はい、中島委員。

**中島委員**

今まで1つの建物に67人の定員であったのに、今回計115人、約2倍弱の子どもたちが生活するという中で、1階と2階で管轄が違うということで、運営として成り立つものなのか想像がつかないのですが、今までそのような事例はあるのでしょうか。

片倉議長

事務局をお願いします。

事務局

まず定員については、元々67人の定員となっていますが、67人で一杯になるというわけではなく、余剰スペースがあるということと、認可化に向けて増築工事を行っています。基本的に一部認可化移行後の合計定員115人も、認可部分は基準を満たしていなければ認可できませんので、基準に従った形で進めていきたいと事業者からは聞いております。

また先程も説明しましたが、今回の事業所内保育事業の認可も含め、新制度の特定地域型保育事業が始まったのが平成27年度からであり、事例としてもあまりないと聞いていますが、千葉市では、元々2階建ての建物で認可外保育事業をしていたところ、一部を認可化した事例があると聞いています。

資料2の2ページを見て分かるのとおり、今回の案件では、1階と2階で監督する部署が異なります。2階は県が監督して、1階は市が認可します。市が認可するという事は、認可後も市が監督するという事になります。監督権者が違うということになりますので、実際にこの事業に関する協議を進めていく中で県にも相談させていただき、このような形態での運営が可能か、その場合どのようなことを注意すべきか、しっかりと協議を詰めておりますので、今のところ認可化に向けて問題は無いものと考えております。今後も引き続き慎重に中身を確認させていただいて、問題ないということであれば、次回の会議においてご意見を伺いたいと考えております。

中島委員

極端な話をすると、管轄が違うということで、子どもに対して「担当する権限がない」ということを言う保育士が出てくるのではないかと思います。同じ敷地内にいるので、子どもにとっては同じ先生だと思いますし、園庭も1階の事業と2階の事業それぞれにあるわけではないので、おそらく遊び場所も全く別とは限らないわけですよね。そう考えると、例えば子どもがけがをした時に、権限がないから世話ができないとかそうしたトラブルも起こり得るという心配があります。千葉市の事例でそうしたトラブルや保護者の意見がなかったか、気になるところです。従業員のお子さんがメインの対象となるので、そんなにトラブルはないと思いますが、全くないとは限らないと思います。

事務局

1つの建物で保育するという点においては、おっしゃるとおりのことも考えられますが、例えば都内などでもう少し高いビルで、3階と5階でそれぞれ別の事業者が部屋を間借りして別の保育園をテナント形式で運営するケースもあるかと思います。今回は2階建て建物の1階と2階で実質的には運営事業者が同じなので、混同してしまうこともあるかもしれませんが、基本的には1階部分と2階部分は別事業で運営していくということになり、事業者・市・県の三者で協議を進めております。先程お話がありましたとおり、例えば園庭で遊ぶ時などは共同で利用する場合もあるかと思いますが、保育については基本的に別事業となり、保育士は1階と2階で行き来することはありません。ただし、雇用契約次第では、掛け持ちで働く保育士もいらっしゃるかもしれませんが、例えば月曜日は認可外の方に入って、火曜日は認可の方に入るといった契約の仕方はあるかもしれませんが、基本的に保育士の行き来はなく、分離して運営していくということです。

片倉議長

よろしいですか。はい、中島委員

中島委員

入り口も別ですか。

事務局

入り口は同じということで協議を進めています。例えば先ほどのお話で、集合ビルですと1階のエントランス部分の同じ入口から入って、エレベーターで3階又は5階の保育施設に行くという形を想定しています。

片倉議長

よろしいですか。はい、中山委員。

中山委員

認可外保育施設と事業所内保育事業の事業運営者は、両方ともスマレ調剤薬局ということでよろしいのでしょうか。

片倉議長

事務局お願いします。

事務局

資料2のスライド番号5をご覧ください。今回説明させていただいたのは、あくまで市の認可に係る部分のみということで、資料のとおり認可部分の設置運営事業者は社会医療法人社団さつき会となっています。認可外の部分は説明しませんでした。同じく社会医療法人社団さつき会が運営していくと伺っています。

また、事業運営については、認可外の部分についても認可部分と同じように、スマレ調剤薬局に委託して運営すると伺っています。

片倉議長

他にありますか。

ないようですので、議題(2)その他について終了いたします。

その他委員の皆様から何かありますか。

事務局からは何かありますか。

事務局

前回の会議でいただいたご質問で、回答を保留させていただいたものについて、この場で回答させていただきます。

まず、袖ヶ浦海浜公園の遊具が一部使用できない状態にあるというご質問について、所管する千葉県港湾事務所に確認しましたところ、実際に現在使用できなくなっている遊具が3つあるということでした。その一部は年度内に修繕をする見込みということですが、具体的な修繕の時期については未定とのことでした。

もう1点、学童保育の障がい児の受け入れに関するご質問がありました。平成29年現在7クラブで計15名の障がい児をお預かりしています。平成28年は12名でした。その内訳は、民設民営の5クラブでは平成29年は10名、平成28年は6名でした。公設民営の2クラブでは平成29年は5名、平成28年は6名でした。どういった障がいのお子さんかというご質問については、支援級に在籍している児童が対象になるということです。

**片倉議長**

ありがとうございました。

本日は皆さんから貴重なご意見をいただきました。こうした意見を踏まえながら、今後事務局で逐次検討されて、事業に反映していただければと思います。

昨今待機児童の問題が話題になっており、東葛地区では常に待機児童がいる状況ですが、地域差というものがあり、地域によっては、施設の合併や閉鎖といった問題もあります。一方、新しい制度として認定こども園や事業所内保育事業等、様々な施設の設置が可能となり、受け皿が増えることは非常にありがたいことだと思います。しかし、大事なお子さんを預かる以上、先程中島委員のお話にもありましたように、管理をする側の問題、特に施設を管理する施設長の考えというものが大事になってくると思います。色々な事業者が参入する中で、やはり基本的には子どもをしっかりと保育できるものでなければならぬと思います。皆様から色々なご意見、ご質問があるかと思しますので、この会議を通じて執行部にご意見を頂ければと思います。

**片倉議長**

中島委員からご意見があるとのことですので、お願いします。

**中島委員**

市立保育所では、先生の異動が非常に激しいと思います。3月の終わりまで通知がなく、親も含めてどの先生が異動になるかということが分からず、年度末に子どもが休んでしまったときは、4月に入って4人の担任の先生の内3人が異動していたということもありました。お世話になった先生が急にいなくなってしまうという寂しさと、お礼も言えなかったという気持ちが辛くて、残念に思った経験があります。それは市の人事の方針なのかもしれませんが、最低限知らせるということをして欲しいと思います。子どもたちもせっかく慣れた先生が急にいなくなるということになります。子どもは環境の変化にも敏感ですし、子どもにとって良い先生に巡り会えたのに何も言えずにいなくなってしまうとか、そういったことについての配慮が感じられないと思いました。こうした市の人事異動制度の意図について教えていただきたいです。

**片倉議長**

答弁できる範囲で結構ですので、お願いします。

**事務局**

まず保育所では保育士が退職するということがあります。退職は年度によって人数が異なりますが、退職を見込んで新たな先生を採用し、退職した分は他の先生が昇進したり職分が変わったりします。それは1つの保育所だけでなく公立保育所は5か所ありますので、異動の後に各保育所でしっかりとお子さんを保育できる体制を、各保育所で作るということが第一にあります。ただ、今おっしゃっていただいた保育士が異動することのお知らせについては、申し訳ないという面もあります。異動については大変恐縮ですが、現場での影響がないように年度末に近い時期に一斉に内示が出され、準備をしてから異動するというのが市役所の全般的なルールとなっています。職員の異動を早めにお知らせするという事は難しいのですが、今いただきましたご不満等を各保育所にフィードバックして、お子さんや保護者の方がそうしたお気持ちを持っていただいているということは何らかの形で検討していきたいと思っております。

**中島委員**

保育士は人を相手にする仕事なので、私としては会社の内部事情での異動とは違うという感覚があります。人と接している以上相手がいるものなので、そこはしっかりけじめを付けたいと思って



いる保護者や、先生がいなくなったら寂しいと思っている子ども達に対して、もう少し考慮していただきたいと思います。

片倉議長

それは要望ということでよろしいですか。

中島委員

はい。

片倉議長

それでは答弁できる範囲で結構ですので、お願いします。

事務局

人事異動については、内示というものが出されまして、それが実際に異動する数日前ということがございまして、大変恐縮なところです。重ねてでございますが、今おっしゃられたように人と人とで相対していく中で、保護者の方のお気持ちやお子さんのお気持ちがあることは、保育の現場で分かっていることとは思いますが、私どもで改めて確認いたしまして、そういうお気持ちを持っていただいているということを念頭に対応してまいりたいと思います。

中島委員

先日ボクシングでチャンピオンになった村田選手が、高校時代に顧問から受けた言葉を今でも大事にしているというように、その時々に出会った先生の言葉や指導の仕方というのはものすごく影響していると思います。それが良い先生であればあるほど、子どもの心に残って育っていくもので、年齢が上がるにつれてそれが大きくなっていくので、子どもにはそこで辛い思いをして欲しくないということがあります。

片倉議長

市小中学校教頭会の弘中委員はいかがですか。

弘中委員

学校は大体春休みに入ってから異動がありますが、自分が異動するときに、1回だけ休みに入る前に新聞発表したということがあります。その際は、子どもとまだ顔を合わせるのに、先生がいなくなるのが分かってしまうということで、逆に大変な状況になってしまいました。それを見たときに、一長一短があると感じました。保護者の方の気持ちも分かりますが、子どもと接する時間がまだあるのに、異動が分かってしまうというのも、教師側としてはどう接すれば良いかということもあって、内示の発表が早いというのは色々な面で難しいところがあると感じました。昔は4月になると先生が1度学校に戻ってきて、お礼を言う場もありましたが、学校に戻る機会もなくなって、そのように感じられるようになったのかなと思います。

また、内示の後、急にそれが変わるということがあります。色々な調整をして決めてきていますが、実際に発表したら、異動の関係で問題が発生して、ある程度修正期間を設けなければならなくて、結局ギリギリになってしまわざるを得ないのかと思います。人と人との間で、お子さんがそういう寂しい気持ちになることはよく分かりますが、難しい面もあるのかなと思います。

片倉議長

他に何かありますか。

それでは意見がないようですので、進行を事務局に戻します。

## 7 閉会